

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
1	111128	<p>【地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)について】</p> <p>・地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)の規定により市町村に権限移譲を行った場合、「都道府県知事が自ら行うことと妨げない」といういわゆる「留保」を条例に規定することは可能か。</p>	<p>・「留保」を都道府県の事務処理特例条例に規定することはできない。</p>
2	111129	<p>【第2次一括法第157条(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正)について】</p> <p>・第2次一括法による改正後の特定都市河川浸水被害対策法第17条第3項又は第24条第1項の標識を設置する必要がない都道府県にあつては、これらの規定による条例を制定する必要はないと理解して良いか。</p>	<p>・貴見のとおり。</p>
3	111212	<p>【第1次一括法第13条(児童福祉法の一部改正)及び改正後の児童福祉施設最低基準第32条の2について】</p> <p>・保育所等の設備運営基準の条例化にあたり、省令で定めるところの「従うべき基準」に、設備運営基準第32条の2(保育所の設備の基準の特例)も入っているが、この解釈は、施設外調理の搬入が可であることの特例を設けることを、条例化する際に従わなければならない、ということなのか、児童の処遇について、「従うべき基準」を更に上回る内容として、調理は施設内に限るものとし、部外搬入の特例を条例で記さないことも可能なのか。</p>	<p>・改正後の児童福祉施設最低基準(改正後の題名は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」)第32条の2は、条例において施設外での調理及び搬入が可能であることの特例を設ける際には従わなければならない基準である。</p> <p>よって、当該特例自体を設けない(＝施設外での調理及び搬入を一切認めない)ことも可能である。</p>
4	111214	<p>【第1次一括法附則第7条(児童福祉法等の一部改正に伴う経過措置)について】</p> <p>(1)第1次一括法の附則第7条では「【それぞれ】同表の下欄に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める基準は、当該都道府県の条例で定める基準とみなす」という文言があることから、委任を行っている法律の条文(＝改正後の児童福祉法第21条の5の18、第24条の12及び第45条)ごとに経過措置の適用の有無を判断してよいか。</p> <p>(2)(1)のように判断して良い場合、例えば改正後の児童福祉法第45条第1項の児童福祉施設の設備及び運営に関する条例を定めるにあたって、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年4月1日に児童福祉施設のうち知的障害児施設その他の障害児関係施設を除いたものに関する条例を制定施行させ、 ・その後、平成24年度中に障害児関係施設の設備及び運営に関する条例を制定施行させる(＝障害児関係施設についてののみ、第1次一括法附則第7条の規定を適用させる) <p>ことが可能であると理解して良いか。</p>	<p>・(1)(2)ともに、貴見のとおり。</p>
5	111212	<p>【第2次一括法による改正後の道路法第24条の3(自動車駐車場又は自転車駐車場の駐車料金等の表示)について】</p> <p>・いわゆる第2次一括法による改正後の道路法第24条の3の規定による条例の制定は、義務ではなく任意ということか。</p>	<p>・いわゆる第2次一括法による改正後の道路法第24条の3の規定により、道路管理者である地方公共団体が、都道府県道又は市町村道に係る自動車駐車場又は自転車駐車場に自動車又は自転車を駐車させる者から駐車料金を徴収する場合は、これらの駐車場の利用に関し必要な事項を表示するための標識に関する条例を定める必要がある。</p>
6	111221	<p>【改正後の食品衛生法施行規則第36条第1項第1号について】</p> <p>・平成23年厚生労働省令第150号による改正後の食品衛生法施行規則第36条第1項第1号は従うべき基準となっているが、「…事務室等」の「等」について、「等」として想定されるものがないため、「等」を条例に規定しないことは許容されるか。</p>	<p>・「等」を条例に規定しないとしても「従うべき基準」に従う範囲内として許容される。</p>
7	111227	<p>【第1次一括法による改正後の公営住宅法について】</p> <p>・第1次一括法により、公営住宅法第23条第1号(同居親族要件)が削除されるが、同号が削除された後、地域の実情を踏まえ、条例で同居親族要件を設けることは可能か、御教示願いたい。</p>	<p>・可能である。</p>

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
8	111228	<p>【第1次一括法による改正後の児童福祉法第45条等について】</p> <p>(1)第1次一括法第13条(児童福祉法の一部改正)等の規定により、保育所の設備及び運営に関する基準に係る条例を中核市が制定することとなった。 そして、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(以下「基準省令」という。)の中には、認定こども園である保育所に関する部分(基準省令第33条第2項、第36条の2及び第36条の3並びに附則第94条)がある。 一方、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条の規定により、認定こども園の認定基準は都道府県が条例で定めることとされている。 以上のことを踏まえ、基準省令第33条第2項等のうち認定こども園である保育所に係る部分について、中核市が条例を定める必要があるか否かについて、御教示願いたい。</p> <p>(2)(1)において中核市が条例で定める必要がある場合、中核市は、認定こども園に係る都道府県の条例と齟齬がないように条例を定める必要があるか否かについて、御教示願いたい。</p>	<p>・保育所に係る条例制定基準のうち認定こども園である保育所に係る部分であって「従うべき基準」とされているものについては、中核市でも条例に定めていただく必要がある。 ただし、認定こども園の認定基準は都道府県で定めることとされているため、中核市が条例を定める際は、都道府県と調整の上、当該都道府県の定める認定こども園の認定基準と齟齬がないよう御留意願いたい。</p>
9	120105	<p>【地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令(平成23年政令第363号)附則第2条(風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置)について】</p> <p>・H24.4.1以降であっても、市町村における条例の施行(県条例の改正)までは、 1 条例に基づき市町村が建築物等の新築等の許可をすることになるのか。 2 あるいは、従来どおり、県の条例に基づき県(中核市、特例市)が当該許可をすることになるのか。</p>	<p>・2のとおり。</p>
10	120116	<p>【第2次一括法関係省令(厚生労働省分)の施行通知について】</p> <p>・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について(平成23年12月28日付け、社援発1228第1号)」(以下「施行通知」という。)の趣旨はどのようなものなのか。</p>	<p>・施行通知第2、1(3)について、「医療保護施設の設備及び運営に関する基準を条例に定められたい。」として、「(規定例)」を示している趣旨は次のいずれか対応をとることが望ましいというものである。ただし、医療保護施設の基準を条例に定めなかったとしても違法になるものではない。 ○「(規定例)」のように「医療法その他医療に関する法令」を引く形の(いわば簡易な)規定を条例で定める。 ○(条例制定基準省令は示されていないが)、地域の実情等を考慮しながら条例で基準を定める。</p> <p>※回答は医療保護施設を例にしているが、社会福祉法に基づく授産施設についても同様である。</p>

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
11	120117	<p>【事務処理特例条例により権限移譲された事務に係る条例の制定について】</p> <p>1 ある法律に基づく許認可（指定等を含む。）の事務（都道府県知事の権限に属する事務）で、一括法の義務付け枠付けの見直しに係る法改正により、許認可の基準は「都道府県の条例で定める」とされたものについて、当該許認可の事務を地方自治法第252条の17の2第1項に基づく事務処理特例条例で市町村に移譲する場合、</p> <p>(a) 事務処理特例条例の中に、基準条例制定権の移譲の規定を置かなければ、市町村は基準条例を制定することができない（その規定を置けば、市町村は基準条例を制定することができる。）。 (b) 基準条例の制定は許認可事務の範囲内であるため、地方自治法第252条の17の3第1項の規定により、許認可権限を委譲すれば、基準条例は市町村が制定することとなる。 (c) 基準条例制定権は、「知事」ではなく「都道府県」の権能であるため、市町村には移譲できない。</p> <p>のいずれの考え方が正しいのか、御教示願いたい。</p>	<p>・事務処理特例条例で児童福祉施設の指定に係る権限等を移譲している場合、都道府県と市町村の協議により、当該事務処理に係る基準設定のための条例制定を市町村が行うこととするとも都道府県が行うこととするとも可能である。</p> <p>（地方自治法第252条の17の3第1項の規定により原則として市町村が条例を制定することとなるが、事務処理特例条例の中で併せて「都道府県条例に基づく〇〇事務」と記載することで、引き続き、都道府県が条例を制定することも可能である。）</p>
12	120124	<p>【第1次一括法による改正後の道路法第30条（道路の構造の基準）について】</p> <p>・今回の地域主権改革に伴い制定すべき条例については、道路構造令でいうと、設計車両、建築限界、橋・高架の道路等の設計荷重以外の項目については、全て規定すべきなのか。あるいは、独自の規定のみ具体的に規定し、その他の項目については、「道路構造令の例による」と規定する手法でもよいのか。</p>	<p>・一般的に、条例の規定ぶりについては各自治体の判断に委ねられていると考える。</p> <p>そして、法律等により条例に定めなければならないこととされている事項について、すべて具体的に条例に規定するのではなく、当該事項の一部について他の法令を引用して条例に規定することは、違法ではないと考える。</p> <p>ただし、これまで国が全国一律に決定し地方自治体に義務付けていた基準を地方自治体自らが決定できるようにすることで、その地域の実情に合った最適な行政サービスの提供の実現を目指すことは、地域主権改革における重要なテーマの一つである。</p> <p>については、条例の制定に当たっては、条例制定基準となる道路構造令を十分に参酌することはもちろん、各地域における実情、住民ニーズ等を十二分に踏まえた上で、条例の在り方を御検討願いたい。</p> <p>なお、道路構造令を引用して条例に規定した場合、今後、道路構造令が改正されると、たとえ当該改正の内容が地域の実情に合わないものであったとしても、自動的に当該条例のうち道路構造令を引用した部分の内容が道路構造令どおりと変更されてしまう（特に、道路構造令の一部改正が公布日施行である場合、当該変更を止める術がない）ことに御留意願いたい。</p>
13	120203	<p>【第2次一括法による改正後の都市公園法第3条（都市公園の設置基準）について】</p> <p>・都市公園法第3条第1項に基づき都道府県で定める条例において、都市公園法施行令第1条の2（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）で定める参酌基準の内容（努力すべき当面の目標値）を盛り込まないことは可能か。</p> <p>なお、同令第2条（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）の内容は条例に盛り込む予定である。</p> <p>また、市町村で定める条例においても同様と考えてよいか。</p>	<p>・可能である。</p> <p>また、市町村で定める条例においても同様である。</p>
14	120207	<p>【第2次一括法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条（技術管理者）について】</p> <p>・一般廃棄物処理施設を設置している一部事務組合においても、第2次一括法による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の条例を制定する必要があるか。</p>	<p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項の技術管理者について、一部事務組合で一般廃棄物処理施設を共同設置している場合は、一部事務組合の条例で定めることとなる。</p>

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
15	120217	<p>【第2次一括法による改正後の社会福祉法第65条(施設の基準)について】</p> <p>(1)社会福祉施設である児童福祉施設のうち、次の施設に係る基準を定める厚生労働省令とは、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」)を指すと理解してよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 <p>(2)また、その場合、現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」には、改正社会福祉法第65条第2項第4号に規定された「社会福祉施設の利用定員」に関する規定が設けられていないと思われるが、今後、設備運営基準の改正により、定員に関する規定が設けられるのか。</p>	<p>(1)貴見のとおり。</p> <p>(2)社会福祉法第74条の適用除外規定により、同法第65条の規定が適用される社会福祉施設は、婦人保護施設(売春防止法第36条)、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6)及び社会福祉法に基づく授産施設の3施設に限られる。</p> <p>このうち、婦人保護施設及び軽費老人ホームに関する条例制定基準は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人保護施設の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第49号) ・軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号) <p>次に、社会福祉法に基づく授産施設については、厚生労働省から、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第18号)の授産施設に関する規定を参考に、地域の実情等を考慮しながら、条例を定められたい」旨示されている(「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について」(平成23年12月28日社援発1228第1号))。</p> <p>なお、これら3つの省令は、昨年12月21日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第150号)」により、第2次一括法の施行に伴う改正が行われている。</p>
16	120224	<p>【第2次一括法による改正後の母子保健法第20条(養育医療)について】</p> <p>・第2次一括法により平成25年4月1日から市町村へ移譲される母子保健法に基づく未熟児養育医療の給付等の事務について、給付医療費のうち保護者の所得に応じた自己負担金が未収金となっているものがあつた場合(制度上未収金があつても発生しがちであると思うが)、現在は県の債権となっているが、移譲後の債権の取扱はどうなるのか。</p>	<p>・第2次一括法附則第29条の規定により、引き続き都道府県の債権となる。</p> <p>【参考】</p> <p>○第2次一括法附則 (母子保健法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十九条 第四十二条の規定の施行前にされた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分は、第四十二条の規定による改正後の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に係る処分とみなす。ただし、第四十二条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであつた同条の規定による改正前の母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。</p>
17	120309	<p>【第1次一括法等による改正後の介護保険法に係る条例委任について】</p> <p>1 介護保険法(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等)、老人福祉法(養護老人ホーム特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)社会福祉法(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準)について</p> <p>1 これらの法令で明らかに該当しない又は不必要な条文部分については、削除し、整理したうえで条例制定を検討して良いか教示願いたい。</p> <p>例)軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の第34条から第39条(第4章「都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」)の削除</p> <p>2 指定介護老人福祉施設の入所定員に係る基準について</p> <p>1 入所定員を30人以上であつて、指定権者の条例で定める数とすることとされているが、「条例で定める数」が必要とされることとなった理由をご教示願いたい。</p> <p>2 また、「条例で定める数」とは、どういった点を考慮して定めればよいか教示願いたい。</p> <p>3 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)に定める基準について</p> <p>1 療養室、診療室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準について、従うべき基準ではなく、厚生労働省令で定めることとされた理由を教示願いたい。</p>	<p>11 例にある都市型軽費老人ホームに限れば、当該自治体に軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第34条の「既成市街地等」が存在せず、また、当該自治体が同条の指定をすることを一切予定していない場合には、当該自治体に都市型軽費老人ホームの指定の申請を行うことはできないことから、都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例で定める必要は必ずしもない。</p> <p>もっとも、当該状況に変更が生じた際には(既成市街地等が存在するようになる等)、当該変更に伴い、都市型軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を条例に位置付けるなどの対応が必要となることに留意されたい。</p> <p>21 地方分権改革推進委員会第3次勧告において、指定介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち施設の入所定員に係る基準(介護保険法第86条第1項)を廃止又は条例委任する旨の勧告があつた。</p> <p>そして、政府として、当該勧告を受けて見直し措置を講じることとしたところである。</p> <p>22 指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する基準のうち施設の入所定員に係る基準(介護保険法第78条の2第1項)が同様に条例委任されており、当該入所定員は「29人以下であつて市町村の条例で定める数」とされていることから、当該条例との関係に御留意願いたい。</p> <p>31 御質問のあつた基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告においてメルクマールV(国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされる場合)に該当するとして義務付けの存置を許容されているところである。</p>
18	-	<p>【第1次一括法による改正後の道路法第45条第3項について】</p> <p>・道路法第45条第3項に規定する「寸法」には、「文字の大きさ」も含むものと理解しているがよろしいか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
19	-	<p>【第1次一括法による改正後の道路法第30条(道路の構造の基準)について】</p> <p>・平成24年4月1日に施行された軌道建設規定(平成24年国土交通省告示第14号)において規定されている「第三条第三号ノ都道府県道及同条第四号ノ市町村道ニ係ルモノハ同令及同法第三十条第三項ノ条例」の意味は、「都道府県道及び市町村道の構造は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により改正された道路法第30条第1項第1号、第3号及び第12号に掲げる事項については道路構造令に従い、それ以外の事項については当該道路の道路管理者である地方公共団体が定める条例に従う」と理解しているがよろしいか。</p>	<p>・お見込みのとおり。</p>
20	120606	<p>【第2次一括法による改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項(公園管理者等の基準適合義務等)について】</p> <p>・主務省令で定める基準を、規則に定めることが許容されるものであるか。</p>	<p>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項に規定する基準は「条例」と明示されているので、条例で定める必要がある。</p> <p>※なお、一般的に、条例から規則に委任することについては各自治体の判断に委ねられているところであるが、義務付け・枠付けの見直しは以下の視点に基づき行われているので、当該趣旨を踏まえて、適切に御判断いただきたい。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第2次勧告(別紙1留意事項 P3抜粋) 義務付け・枠付けの中には、条例ではないが、地方自治体の長その他の執行機関が定める規則による自主的な決定を許容しているもの、又はその法令による義務付けについて長その他の執行機関が定める規則等による補正を許容しているものがある。これについては、本来、地方自治を重視する立場からは、地方議会の議決を経て、条例で行うべきである。</p> <p>○地域主権戦略大綱(P3抜粋) 地域主権改革を進めるためには、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を進めることにより、地域の住民を代表する議会の審議を通じ、地方公共団体自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていく必要がある。</p>
21	121016	<p>【第1次一括法による改正後の道路法第30条(道路の構造の基準)について】</p> <p>・道路法第30条第3項においては、第1号、第7号、第12号を除いた第30条第1項で規定される事項について、「政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。」とされている。</p> <p>一方、道路構造令第41条第2項では法30条3項の政令で定める基準(都道府県が参酌すべき基準)について、第5条から第11条の4まで、第13条から第34条までと規定している。</p> <p>この令第41条第2項の規定外の条文について、都道府県が参酌すべき基準になりうるか(道路構造令第3条においては、道路を計画交通量やその存する地区によって、級種別に分かれているが、令第3条が「参酌すべき基準」に含まれるのであれば、この級種そのものを変えることによって、地域の実情を踏まえた基準にしていきたいと考えているため。)</p>	<p>・道路法第30条のとおり、都道府県道及び市町村道においては、「通行する自動車の種類に関する事項」「建築限界」「橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度」以外の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになる。</p> <p>なお、道路構造令第3条は、「道路の区分」の意味を明らかにし、第4条以下の規定を解釈・適用するに当たって前提となる規定であることから、第41条第2項に列挙する参酌すべき基準に含めていないものであり、具体的な技術的基準を定める第4条以下の規定を参酌して都道府県道等の構造の技術的基準を定める際に、条例で独自に設ける道路区分に応じた基準の内容を規定することは可能である。</p>
22	130611	<p>【児童福祉法第34条の16について】</p> <p>・第4次見直しで、児童福祉法で家庭的保育事業を見直しているが、子ども・子育て関連3法の改正で条文では小規模保育事業等も含めて家庭的保育事業等としている。今回の見直しは家庭的保育事業のみを条例委任するものか。</p>	<p>・第4次見直しは、地方の提案を受けて各省に協議を行い、その結果として閣議決定しているものである。平成24年7月の提案時点では、子ども・子育て関連3法は審議中であり、全国知事会からの提案は家庭的保育事業に限った提案であった。このため、閣議決定には提案のあった家庭的保育事業のみを記載している。</p>
23	130618	<p>【第3次一括法による改正後の民生委員法第4条第1項について】</p> <p>・例えば、改正後の民生委員法第4条第1項の条例を平成26年4月1日前に制定して同日に施行させようと考えた都道府県の知事が、条例の制定前に市町村長の意見聴取を行ったとして、当該意見聴取は改正後の民生委員法第4条第2項の規定による意見聴取であると考えて良いか。</p> <p>なお、民生委員法第4条の改正規定の施行期日は平成26年4月1日である。</p>	<p>・条例の施行が、法律の施行日である平成26年4月1日以降であれば、その条例を制定するために行った意見聴取は改正後の意見聴取にあたる。</p>

義務付け・枠付けの見直しに関する質問と回答（平成25年7月5日現在）

番号	質問年月日	質問内容	回答内容
24	130618	【第3次一括法による改正後の国土利用計画法第7条第3項及び第8条について】 ・国土利用計画法第7条及び第8条の改正規定の施行期日が平成26年4月1日である理由は、「引き続き計画策定を議決事件としたい自治体にあつては、同日までに地方自治法第96条第2項（議決事件の追加）の条例を整備するように」ということであると理解して良いか。	・お見込みのとおり。
25	130618	【第3次一括法による改正後の国土利用計画法第39条第3項について】 ・土地利用審査会の委員の定数を「7人」から「（7人以上ではなく）5人以上」とした理由をご教示願いたい。	・土地利用審査会の委員は、その職務の性格上法律実務、不動産鑑定、自然環境保全、都市計画、農業、林業等の分野に通じていることが求められている。また、10人程度の大人数では議事を効率的に運営することが難しいことから、求められる分野の内容も勘案して、全国統一的に7人という定数が定められてきた。 しかし、社会情勢の変化に対応し、各地域の実情に応じた柔軟な対応を図るとともに、上記分野において複数分野に関する知見を有する者も存在すると考えられることより、5人以上としたもの。
26	130618	【第3次一括法による改正後の森林法第70条第1項について】 ・都道府県森林審議会の委員の定数について条例制定不要とあるが、制定しても構わないということでしょうか。	・お見込みのとおり。
27	130626	【介護保険法第24条の2第5項及び78条の2第7項について】 ・第4次見直しに載っている、「要介護認定の調査に係る事務の委託に係る公示義務の廃止」及び「地域密着型サービス事業所の指定に関して関係者の意見反映のために講ずべき措置の努力義務化」は第3次一括法に載っていないようだが、どうでしょうか。	・ご指摘の事項については、次期介護保険法改正において措置される予定である。
28	130626	【第3次一括法による改正後の森林法第70条第1項について】 ・今般の3次一括法により森林法が改正され、森林審議会の委員定数が廃止されたが、必ず条例で定めなければならないのか。	・森林審議会の委員定数については、都道府県規則で定めているところもある一方、任命行為のみで定めているところもあり、都道府県ごとに異なっている。また、改正前の各都道府県の規則が改正後に違法となるものではないため、これまで各都道府県の規則等で定めていた場合は改めて条例で定める必要はない。また、任命行為のみで定めていた県が、新たに定数を定める場合、その定め方は条例だけに限定されるものではない。
29	130626	【児童福祉法第35条第4項について】 ・第4次見直しで、児童福祉法第35条第4項の児童福祉施設の認可については、条例委任がされていないと思うが、暴力団排除の規定を記載することが可能と書かれている。委任されていないうえで欠格要件が盛り込めるとするのはなぜか。	・児童福祉法上、児童福祉施設の設置の認可及び取消について、欠格要件を条例委任する規定はないが、都道府県が条例で定める基準の中の「児童福祉施設の一般原則」として「社会的信望を有するよう努めること」などと定めることで、そうした観点を踏まえて認可等の審査を行うことが明確になるためである。
30	130701	【第3次一括法による改正後の民生委員法第4条第1項について】 ・民生委員の定数については、都道府県に条例委任されたが、この条例委任の範囲について、民生委員の定数についてのみ条例委任されたという理解でよい（児童委員や主任児童委員も条例委任の範囲に含まれるのか。含まれるとした場合、その法的根拠を明示いただきたい。）。	・児童福祉法第16条第2項では、民生委員は「児童委員に充てられたもの」と規定されており、民生委員と児童委員は同一の者が兼ねるものであるため、民生委員と児童委員の定数についても同一のものである。 ただし、主任児童委員については、児童福祉法第16条第3項の規定により児童委員のうちから指名されることから、第3次一括法による改正後の民生委員法第4条第1項の定数とは異なるものであって、条例委任の範囲には含まれない。 なお、現在「民生委員・児童委員の定数基準について」（平成13年6月29日雇児発第433号、社援発第1145号）で示している主任児童委員の定数は技術的助言であり、今後とも自治体が地域の実情に応じて判断するものである。 ※厚生労働省から近日中に通知を发出予定。